

市民活動推進委員会の役割と担当委員の選任について

1. 委員会の目的

市民活動推進委員会（以下、委員会）は、市民活動を推進し、市民活動団体と市の協働のまちづくりを推進するため、市民団体活動支援補助金の評価や市民活動の連携・協働を審議する。

「市民活動」
市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動（市民参加条例第2条）

2. 委員会の役割(所掌事務)＜審議事項＞

- (1) 市民活動団体と市の協働の推進に関すること
 - (2) 市民活動団体間の連携の推進に関すること
 - (3) その他市民活動の推進に関すること
 - (4) 市民団体活動支援補助金の評価に関すること
- 下記参照(補助金の評価以外)
- 市民団体に交付する補助金の審査など

＜過去の委員会における「補助金の評価」以外の審議事項＞

年度	審議事項
27	・市民活動を充実していくための課題について
28	・これからの市民活動推進センターのあり方について
29	・今後の（仮称）市民活動推進センターの基本理念・機能等について ・市民活動の視点から重要度が高い取り組みについて ～市民参加・協働のまちづくりプラン事業～ ・小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立について

3. 委員構成

委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体等の代表者
 - (3) 市民
- 「第3期白井市市民活動推進委員会委員名簿」のとおり

4. 委員の任期

- (1) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
平成30年2月2日から平成32年2月1日まで
- (2) 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 委員長及び副委員長

- (1) 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- (2) 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6. 報酬

- (1) 委員長 7,300円
- (2) 委員 6,600円

7. 会議

- (1) 会議は委員長が招集し、議長となる。
- (2) 会議は委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (4) 委員会が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8. 庶務

〒270-1412 白井市復1123 白井市役所市民経済部市民活動支援課
実務担当：白井悠太
電話：047-492-1111（内線3246） F A X：047-491-3554
Eメール：shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp

事務局		委員
会議開催前	<ul style="list-style-type: none"> ・会議日より約 1 週間前に会議通知文と会議資料を郵送 ・情報公開コーナー、市ホームページに会議の開催告知 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会への出欠を事務局にご連絡ください。
会議当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議公開により市民の傍聴が可能 ・議事録作成のための会議録音、記録用の撮影 	
会議開催後	<ul style="list-style-type: none"> ・会議後に会議資料、会議録を情報公開コーナー、市ホームページ等に設置、掲載 ・欠席委員に会議当日の配布資料を郵送 ・会議日より約 2 週間後に会議録案を郵送 <会議録の体裁> 発言を委員長、委員、事務局の区分で作成 ・会議日より約 3 週間後に委員報酬（委員長 7,300 円、委員 6,600 円）をご指定の口座に振込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録案を確認し、訂正等の有無を 1 週間以内に事務局にご連絡ください。 ・振込の有無をご確認ください。

補助金審査担当委員の選任について(提案)

1. 担当委員制による補助金審査について

市民活動推進委員会の役割における市民団体活動支援補助金の審査について、効率性・公平性・専門性と市民参加の観点から、前委員会での指摘事項も踏まえ、下記により補助金審査担当委員を選任し、審査にあたることとし、審査結果を全体会で報告・了承いただくことを提案します。

2. 担当委員選任の理由

- ①学識経験を有する人…審査の専門性を重視し、専門的な立場で審査していただくため。
- ②社会福祉協議会……地域コミュニティづくりや市民活動団体に関する情報を広く有しているため。
- ③公民館等のセンター…各センターは、コミュニティの拠点として、市民や市民活動団体が多く利用しており、市民活動団体に関する情報を広く有しているため。
- ④市民（公募市民）…市民参加の観点から市民としての立場で審査していただくため。

■委員構成と審議事項(案)

区分	所属	氏名	審議事項	
			補助金 審査 [審査会]	補助金 審査以外 [全体会]
学識経験を 有する者	特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える 制度をつくる会 代表理事	関口 宏聡	○	○
	千葉大学大学院 人文科学研究院 教授	清水 洋行	○	○
公共的団体な どの代表者	自治連合会	黒添 誠		○
	小中学校 PTA 連絡協議会	山田 敏子		○
	社会福祉協議会	福留 千亜紀	○	○
	ボランティアセンター	秋本 紀子		○
	公民館等のセンター	大田 茂子	○	○
市民	市内で市民活動を行う団体に 属する者(公募)	迫田 妙子		○
		吉井 信行		○
	市民(公募)	五十君 みつる	○	○
	市民(無作為抽出)	浅海 仁美	○	○

■平成29年度の予定 会議:2回開催予定

月	時期	市民活動推進委員会	事務局
2	上旬	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>■第1回会議 2月2日 [委嘱状交付、委員長等選出、委員会の役割説明など] 【全体会】</p> </div>	<p>■2月15日号広報掲載(補助金募集) ■補助金募集(2月15日～3月20日) ■補助金募集説明会(2月20日)</p>
	中旬		
	下旬		
3	上旬	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>■第2回会議 3月5日～7日頃 [市民活動について、市民団体活動支援補助金と審査の概要説明など] 【全体会】</p> </div>	<p>■補助金募集締め切り</p>
	中旬		
	下旬	<p>■申請書類の確認</p>	<p>■申請書類を担当委員に送付</p>

■平成30年度の予定 会議:6回開催予定

月	時期	市民活動推進委員会	事務局
4	上旬	■第3回会議 (4月6日～12日) <補助金審査①> [申請書類の内容確認] 【審査会】	
	中旬	■第4回会議 (4月18日～25日) [補助金審査②][公開プレゼンテーション、 審査] 【審査会】	
	下旬	■審査結果の了承 ←	■全委員へ審査結果の報告
5	上旬		■採択事業(団体)の決定 ■採択事業(団体)へ審査結果の通知
	中旬		■採択事業(団体)から交付申請書等の提出 ■交付決定通知書の送付
	下旬		■交付請求書の受理 ■補助金の交付
6	上旬	■第5回会議 (6月1日～11日) [前年度採択団体による公開成果報告会] 【全体会】	
	中旬		
	下旬		
7	上旬		
	中旬		
	下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ■第6回会議 【全体会】 </div>	
8	上旬		
	中旬		
8	下旬		

月	時期	市民活動推進委員会	事務局
9	上旬		
	中旬		
	下旬		
10	上旬		
	中旬		■ 中間ヒアリングの実施
	下旬		
11	上旬		
	中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 第7回会議 [提案型補助金について、中間ヒアリング結果報告、ほか] 【全体会】</p> </div>	■ 中間ヒアリング結果の通知
	下旬		
12	上旬		
	中旬		
	下旬		
1	上旬		
	中旬		
	下旬		
2	上旬		
	中旬		■ 2月15日号広報掲載(補助金募集) ■ 補助金募集(2月15日～3月20日) ■ 補助金募集説明会
	下旬		
3	上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 第8回会議 [しろい市民まちづくりサポートセンターについて、ほか] 【全体会】</p> </div>	
	中旬		■ 補助金募集締め切り
	下旬		■ 申請書類を委員に送付

